

随意契約理由書

件名	アスタ駐車場精算機等調達業務
契約の相手方	アマノ株式会社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>アスタプラザイースト駐車場、アスタプラザウエスト駐車場、アスタくづか3番館駐車場の駐車管制設備はそれぞれ、2007年、2005年、2004年に設置されたアマノ株式会社製の設備である。 本契約の目的は老朽化及びメンテナンス部品の供給不能により行う事前精算機等の更新である。 上記以外のシステムは既設をそのまま流用することとなるが、駐車管制設備はさまざまな機器により構成された1システムであることから、全ての構成機器は、機能面において一体的に設計されるものである。従って、今回改修する事前精算機は、既設の駐車管制設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。新旧各部位の電気的、機械的整合を取るとともに、改修後もシステム全体として性能保証ができる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局市街地整備部市街地整備課 (電話番号 078-595-6748)